

No.883 被告が使用した標章のうちの「TIME SALE」は商品の販売方式を説明する字句に過ぎず、被告の登録サービス標の権利「タイムセール TIMESALE」を侵害しないとした事例

2016. 8. 19 宣告 事件番号 2016-1172 商標権侵害差止等

被告が使用した標章のうちの「TIME SALE」は商品の販売方式を説明する字句に過ぎず、被告の登録サービス標の権利「タイムセール TIMESALE」を侵害しないとした事例

[判示事項]



被告が使用した標章「」などは、被告が営むサービス業の価格割引販売方式を説明するために使われただけであるので、サービス業の出处表示で使われたことで見にくい

타임세일

で、被告の登録サービス標の権利（「」）を侵害しない。

また、被告使用の標章は、その文字部分である「TIME SALE」によって一般需要者や取り引き者に「特定時間帯或いは時間の経過による価格割引販売方式」と直感されるので、商標法第 51 条第 1 項第 2 項の「商品の品質・効能・用途などをふつうに使う方法で表示する商標」に相当し、本事件登録サービス標の権利の効力が被告使用標章に及ぶと見ることもできない。

したがって、被告が被告の使用標章を使った行為は本事件登録サービス標の権利の侵害行為に相当しない。